平成２４年（フ）第１３０６７号
東京都新宿区市谷本村町２―15―603
債務者　山中　聡子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６８号
東京都江戸川区東葛西８丁目28―３―206
債務者　山井　良輝
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６９号
東京都練馬区土支田４丁目18―８―101
債務者　山谷　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２５号
東京都府中市武蔵台２丁目24番地武蔵台２丁目アパート３号棟304
債務者　福山　久子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２１号
北海道帯広市公園東町１丁目３番地16　パークサイドハイツ１号
債務者　今　　厚子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９８８号
東京都立川市幸町５丁目98番地の１中武コーポ202号
債務者　五十畑富夫
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０８３号
東京都東大和市向原６丁目１番地３―302号
債務者　出井　法義
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１１０号
東京都多摩市和田1751番地
債務者　後藤　典代
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７４７号
東京都千代田区岩本町２丁目15―８　さくら岩本町ハウス
債務者　大塚留久男
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６７号
東京都江戸川区西小岩１丁目26―５―408
債務者　小田嶋　薫
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８８２号
東京都世田谷区上北沢４丁目33―22―307
債務者　武尾　忠義
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６４号
静岡県浜松市南区四本松町220番地の３　カトレアコーポ203
債務者　小松　友博
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５８号
茨城県土浦市本郷2119番地
破産者　小林　佳行
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
京都市右京区西院東中水町７番地　朱雀マンション218号室、開始決定時の住所兵庫県豊岡市梶原309番地の８
破産者　渡邊　正明
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７４６号
札幌市中央区宮の森３条４丁目２番５―404号
破産者　堀内　孝俊
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
宮城県石巻市貞山１丁目６番18―６号
破産者　佐々木　悠
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２号
埼玉県狭山市大字南入曽998番地の４
破産者　佐藤　康幸
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部